二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等（法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ　法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者

ロ　試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ　法第四条第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者

ニ　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係る拳銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九条　法第四条の二第一項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一　［略］

一の二　法第四条の二第一項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりクロスボウの所持の許可を受けようとする者　別記様式第六号の二のクロスボウ所持許可申請書

［二～四　略］

四の二　法第七条の三第三項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者　別記様式第九号の二のクロスボウ所持許可更新申請書

［五・六　略］

七　法第九条の十六第二項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウ射撃資格（法第九条の十六第一項前段に規定する資格をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする者　別記様式第十一号の二のクロスボウ射撃資格認定申請書

（申請書に添付する医師の診断書）

第十条　法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

［一・二　略］

［2・3　略］

（申請書の添付書類）

第十一条　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲等又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係るけん銃等（法第三条の四のけん銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ　法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者

ロ　試験又は研究のためけん銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ　法第四条第一項第三号の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者

ニ　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係るけん銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九条　法第四条の二第一項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

［号を加える。］

［五・六　同上］

［号を加える。］

（申請書に添付する医師の診断書）

第十条　法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

（申請書の添付書類）

第十一条　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類